

国の制度及び予算に関する 追加提案・要望書



横
濱



平成17年11月
横 浜 市

提 案 ・ 要 望 項 目

(頁)

1	三位一体の改革の推進	1
2	生活保護費負担金の負担割合の堅持	6
3	国民健康保険に対する財政援助の拡充	7
4	市内米軍施設の早期返還及び返還国有地処分条件の緩和	8
5	アスベスト対策の推進	10
6	容器包装リサイクル法の改正	12

本提案・要望書は、横浜市が平成17年7月に概算要求に向けてとりまとめた国の制度及び予算に関する提案・要望書に基づき、状況の変化等により追加あるいは再度提案・要望が必要となった事項についてとりまとめたものです。

アスベスト対策の推進

(総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省)

(提案・要望項目)

- 1 アスベスト対策に係る環境基準等の制定
- 2 健診対象者の範囲と健診方法の早期提示及び健診実施に伴う財政措置の実施
- 3 民間及び公共建築物に対する財政措置等の実施
- 4 アスベスト廃棄物対策の強化・推進

(理由・考え方)

- ・アスベスト問題については、新聞・テレビ等でその被害が大きく報道されているが、横浜市では、問題の広がりや深刻さを考慮し、「アスベスト対策会議」を設け、公共建築物についてはノンアスベスト材料の使用を決定するなど、全庁的な対応を進めている。
 - ・アスベストは、建築基準法に基づき建材等に使われてきた、市民生活に密接に関わるものであり、アスベストによる被害が顕在化してきたことから、国の迅速かつ適切な対応が求められる。
 - ・国においては、「アスベスト（石綿）新法」を制定し、健康被害者を救済する方向性を打ち出したものの、未だ具体的かつ総合的な対策は何ら示されていない。
 - ・住民不安を取り除くとともに、新たな健康被害を拡大させないため、国の責任において、全国的な対策を早期に講ずる必要がある。
- 1 現在、石綿製品を製造している工場の敷地内等における飛散量の基準はあるが、住民生活の環境におけるアスベスト飛散量について判断する基準がない。
 - ◆アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定すること。

- 2・「アスベスト（石綿）新法」の対象とされている石綿関連工場周辺住民や従業員の家族以外の市民も、生活の中で受ける建材や製品からのアスベストによる健康影響について不安であることは同様である。
- ◆アスベスト健診について、健診対象者の範囲と健診方法を早期に提示するとともに、健診実施に対する財政措置を実施すること。
- 3・アスベストの使用実態調査や除去等については、その費用が多額に上ることから、施設管理者にとって非常に重い財政負担となっている。
- ・特に、病院や社会福祉施設などを含む民間建築物においては、除去等の対策を推進するためにも、公的な財政措置を講ずる必要がある。
 - ◆民間及び公共建築物における、調査・除去等のアスベスト対策に必要な財政措置等を早期に実施すること。
- 4・現在、アスベスト廃棄物のうち「吹付けアスベスト」等の飛散性アスベストについては、廃棄物処理法により中間処理や埋立処分が厳しく規定されている一方、建築資材等の非飛散性アスベストは通常の産業廃棄物として処理されている。
- ・今後、アスベスト対策による建替えにより、非飛散性アスベスト廃棄物が増加することが見込まれるため、非飛散性アスベスト廃棄物の処理方法についての対策が重要である。
 - ◆廃棄されたアスベストの適正処理対策を強化し推進すること。

提案・要望1の担当／環境創造局環境保全部環境管理課長	橘 一秀	TEL 045-671-2474
提案・要望2の担当／衛生局保険部保険政策課事業推進担当課長	山川 博子	TEL 045-671-3930
提案・要望3の担当／		
（民間建築物）まちづくり調整局指導部建築指導課長	若月 玄秀	TEL 045-671-2906
衛生局地域医療政策部医療安全課長	葛巻 丈二郎	TEL 045-671-3611
福祉局総務部総務課長	三上 章彦	TEL 045-671-2362
（公共建築物）総務局公共事業調査部公共事業調査課長	大川 哲雄	TEL 045-671-3918
提案・要望4の担当／資源循環局適正処理部産業廃棄物対策担当課長	小川 泰一	TEL 045-671-4104

横浜 **新** 未来構想!

これからの20年～みんなで描く長期ビジョン～
<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/seisaku/vision/>

環境行動都市へ向け ハマッ子が行動します!

ヨコハマは
ジー サンジュウ
G30

■ G30とは?
Gomi.....ごみ
Genryou.....減量
30.....ごみ削減
 目標の30%
 ■ G30と書いて
 「ごみゼロ」とも読めます。

International Triennale of Contemporary Art
横浜トリエンナーレ2005
 会期: 2005年9月28日～12月18日(会期中断日)
 10:00～18:00(会期日は21:00まで)
 入場は閉場1時間前まで
 会場: 横浜山下1丁目5号、4号上層、他

アートサーカス
 [日常からの探険]

2005

第25回 **かながわ大会**
全国豊かな
海づくり大会
H17.11.19～20

横浜市財政局 財政部 総務課 財源担当
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
 TEL 045-671-2183・2242

この提案・要望書は下記のホームページアドレスでご覧になれます。
<http://www.city.yokohama.jp/me/zaisei/172youbou/>

横浜開港150周年



2009年は横浜開港150周年です。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています。